

1. 解 説

運転免許更新手続の完全予約制の開始

◆対象者

令和 6 年 2 月 1 日（木曜）以降に更新手続をされる方
オンライン講習による簡素化

◆免許証更新・予約不要の方(オンライン講習)

- ・ 70 歳以上（高齢者講習等該当者）
- ・ 海外旅行、出産等の理由による更新期間前の更新手続をされる方
- ・ 住所地以外の都道府県公安委員会を経由した更新手続をされる方
- ・ 警視庁が発行した更新連絡ハガキがない方（郵便事情等で届かなかった、紛失した方）
- ・ 島部警察署で更新される方

◆予約制の導入

日によっては更新手続きが混み合うことから予約制を導入

◆手続きの流れ

運転免許証更新のお知らせが（以下「更新ハガキ」という）が届いてから更新手続きを行うことができます。

予約可能な期間は、「**誕生日の 1 ヶ月前**」から運転免許証の有効期間「**誕生日の 1 ヶ月後**」までの 2 ヶ月間です。

◆更新ハガキが届いた場合

原則、予約制ですがインターネットへの接続環境がない方等を対象に、予約なしでも更新手続き可能としています。

ただし、受付やその他の手続きに時間を要しますので、余裕を持って更新手続きを行ってください。

また、予約なしでの来場者が多い場合には、手続き終了が遅くなる可能性があります。

◆予約が行えるのは代理人でも可

予約画面の操作は、家族等が代わりに入力することも可能です。

パソコンやスマートフォンで予約手続きを行った際の予約完了画面、又は印刷したものを提示する必要があります。

◆オンライン更新時講習を受講した場合、「オンライン講習済み」と表示されている予約枠を予約してください。

- 受講される方がスマートフォン又はパソコンで専用サイトにアクセス
- マイナンバーカードを使ってログイン
- スマートフォンやパソコンで講習動画を視聴後アンケートに回答する
- 運転免許センターや警察署で更新手続き

なお、不正などはできません。動画視聴中には、確認問題が出題されるほか、受講者の顔画像を撮影して受講しているか確認されます。

オンライン化されるのは運転者講習の部分のみであり、写真撮影や視力検査、運転免許証の受取りなどについては、試験場、更新センター、指定警察署で行わなければなりません。

2023年10月2日から受講対象が一般運転者にも拡大され、誕生日が10月1日以降の方などでも一定の条件を満たせば、ゴールド免許でなくても受講できます。

講習動画について優良運転者は30分、一般運転者講習は40分となります。

【接続する際は本人確認のために更新通知はがきに記載された管理番号や QRコードでパソコンやスマホに読み込ませると専用ページにつながる。】

◆更新ハガキが届いてない場合

更新ハガキが届く前に予約することは出来ません。

◆予約完了画面データ・印刷物・更新ハガキなど紛失した場合

予約時間にセンター等に直接来場して、係員にその旨を伝えてください。

確認が取れしだい更新は可能です。

予約完了時に表示される受付番号12桁を控えて、予約日に来場してください。

◆運転免許証の有効期限が切れている場合

運転免許センターにて「運転免許証の期限切れ」申請手続きを行なってください。

◆免許更新に必要なもの

◎現在の運転免許証

◎更新手数料

◎免許更新のお知らせハガキ

※警視庁が発行した更新連絡ハガキ記載の予約用 ID が必要となります。

更新連絡ハガキを持っていない方は、免許更新期間内に、本人の講習区分で更新可能な手続場所に出向いて更新してください。

なお、更新センター及び指定警察署は、講習室の定員が少ないことから、可能な限り運転免許試験に出向いて受講して下さい。

警視庁 運転免許本部 免許管理第一係



TEL : 03-6717-3137 (代表)

自動音声予約ダイヤル

TEL : 050-1808-5070

(通話料が発生します)

2. 免許証保有者・事故件数

現在、日本国内の免許保有者数は、81,862,728 人と、特に 65 歳以上の高齢者免

許保有者数は 19,838,119 人となっております。

また、警察庁が 2025 年 1 月 7 日に発表した全国の交通事故死者数が前年比 15 人減の 2,663 人で、統計が残る 1948 年以降で過去 3 番目に少なかった。

昨年の交通事故件数は 290,792 件で、前年より 17,138 件減少した。ピークであった 2004 年の 952,720 件に比べ、約 3 分の 1 に減っています。

負傷者数は前年から 21,839 人減り、343,756 人となり、死傷者数は 2023 年の 2,678 人より 8 年ぶりに増加したが、昨年より微減となりました。

65 歳以上の高齢者死傷者数は 1,513 人で前年より 47 人増え、全体の 56.8%を占めている。都道府県別でみると、東京は前年より 10 人増の 146 人で 4 年ぶりにワースト 1 番となり、愛知が 141 人（前年比 4 人減）、千葉が 131 人（前年比 4 人増）、最も少なかったのは島根の 9 人（前年比 13 人減）の順であった。

3. 道路交通法改正

運転免許証と個人番号カード（マイナンバーカード）の一体化に関する規定の整備

健康保険証として使用されているマイナンバーカードは 2024 年 10 月末時点で保有者数が 9,449 万枚となり、政府は今後の対策として運転免許証の一体化などを進めるなど、マイナンバーカードの利便性の向上を図ることから、2025 年 3 月 24 日から実施される。

マイナンバーカードは 2016 年 1 月に発行が始まり、コンビニエンスストアで住民票の写しなどを取得する際に利用出来ることから運用が始まります。

◆特定小型原動機付自転車

- ・特定小型原動機付自転車（電動キックボード等）の交通方法等
原動機付自転車は「一般原動機付自転車」と「特定小型原動機付自転車」に区分され、特定原付のうち一定の要件に該当され 3 種類となりました。
- ・乗用車ヘルメットの着用は努力義務
- ・道路の左側端に寄って通行するなどの交通ルールが定められました。
- ・歩道通行や路側帯通行等に関する交通ルールが定められました。
- ・危険な違反行為を繰り返す者には講習の受講が義務づけられました。

◆自転車による酒気帯び運転・スマホ等によるながら運転

自転車運転中における携帯電話使用等（いわゆる「ながらスマホ」、「酒気帯び運転の罰則整備」（令和 6 年 11 月 1 日施行））

令和 6 年 5 月 24 日に改正法律が公布され、自転車運転中における携帯電話使用等「ながら運転」及び自転車の「酒気帯び運転」等の罰則が整備されました。

- ・6 ヶ月以下の懲役、10 万円以下の罰金

- ・危険を生じさせた場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

これまでは酩酊状態である「酒酔い運転」のみ、罰則の対象とされていましたが、酒気帯び運転さらには酒類の提供や同乗・自転車の提供に対しても新たに罰則が整備された。

- ・違反者：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・自転車提供：3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・酒類の提供・同乗者：2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・自転車運転者講習とは、信号無視や一時不停止などの危険行為を繰り返し、3年以内に2回以上摘発された自転車運転者は道路交通法の規定により、「自転車運転者講習」の受講を命じられます。

自転車運転者講習の対象となる危険行為に「酒気帯び運転」「携帯電話使用等」が追加されました。

◆自転車違反に対し「青切符」適用

警察庁は、16歳以上を対象に自転車の交通違反者に対し反則金を課することになります。反則金は軽微な違反に「青切符」を交付し、納付されれば刑罰を科さない仕組み。今までは車やバイクなどに制度化されていましたが、自転車だけは対象外であった。自転車利用拡大に伴って事故が増えていることから、反則切符を適用することになりました。

対象となる違反は、信号無視、一時不停止のほか、自転車特有の「歩道における通行違反」など計約115種類があげられる。

違反があっても、指導、警告を原則としますが、警察官の警告に従わない場合や歩行者にケガを負わせる危険悪質な場合に「青切符」を適用することになります。

その他、酒酔い運転やあおり運転などについても、今まで通り刑事処分となる「赤切符」の適用となり、携帯電話を使用しながら「ながら運転」についても禁止となります。これまで改正法案で罰則がなかった自転車の酒気帯び運転も刑罰の対象になります。

また、2023年4月1日からすべての自転車利用者のヘルメットが努力義務となりました。

義務は“必ず守る”の決まり事であるため、強制力を伴い罰則が設けられています。しかし、努力義務は“できる限り守る”という決まりことのため、法的拘束力や罰則はありません。

排気量50cc以下の原付バイクが、2025年度より排ガス規制にかかることから生産が出来なくなり、出力を押さえ速度が出ないようにした排気量125cc以下のバイクを原付バイクとすることになります。

◆生活道路の最高速度30キロ制定

一般道路のうち速度規制がかかっておらず中央線などがない区間について、車の

最高速度（法定速度）を時速 30 キロと定める道路交通法施行令改正が、2024 年 7 月 23 日閣議決定された。現在は一般道の法定速度は 60 キロだけだが、生活道路が時速 30 キロになる。2026 年 9 月 1 日から実施される。

警察庁は当初、全ての横断歩道を対象にする方針だったが、視覚障害者の安全を図るため、始めるのは音響信号機や専用点字ブロックが設置されている場所に限ることにした。

警察庁によると、生活道路の対象は中央線・中央分離帯がない 1 車線の公道を想定しており、道幅 5.5 メートル未満の道路が該当します。一方、中央線がある道路は引き続き時速 60km が法定速度となり、既存の規制標識がある道路は標識に示された速度が最高速度となります。

4. 危険運転致死傷罪

自動車の危険な運転によって人を死傷させた際に適用される犯罪類型である。東名高速道で飲酒運転のトラックが女児二人を死亡させた 1999 年の東名高速飲酒運転事故などをきっかけに 2001 年に制定しました。

（サービスエリアにて安易に缶ビールを飲酒、4 時間ほど仮眠休憩後、同エリアを出発したが途中居眠り運転したことにより渋滞車両の発見に遅れ追突事故を起こす。）

法定刑は負傷につき 15 年以下の懲役、死亡につき 1 年以上の有期懲役。

構成要件として、速度・アルコールの影響・更に赤信号を無視・あおり運転、被告人に危険性の認識（故意）があること。

悪質運転による交通事故に対処するために、法務省は危険運転による大幅な速度超過などが適用されないことから、自動車運転死傷処罰法の改正に取り組みを始めました。

危険運転は大幅な速度超過でも運用されておらず、条文の内容についても曖昧が多く被害者が救済されていないことから見直しをはかることになります。

2001 年（平成 13 年）の刑法改正により、刑法第 208 条の 2 に新設された規定であるが、その後、2013 年（平成 25 年）に公布された自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷行為処罰法）（平成 25 年 11 月 27 日法律第 86 号）に独立して規定される。

法第 2 条に規定する各類型では、致傷は 15 年以下の懲役、致死は 1 年以上の有期懲役。

第 3 条に規定する準危険運転致死傷罪では、致傷は 12 年以下の懲役、致死は 15 年以下の懲役。

なお、故意性が極めて強いと判断される危険運転致死は、自動車運転処罰法ではなく刑法 199 条の殺人罪で処断され、法定刑が死刑・無期または 5 年以上の有期

懲役となる。

◆特定の疾患とは、運転免許証の交付欠格事由

- ◎運転に必要な能力を欠く恐れがある統合失調症
- ◎覚醒時に意識や運動に障害を生じる恐れがあるてんかん
- ◎再発性の失神障害
- ◎運転に必要な能力を欠く恐れがある低血糖症

◎運転に必要な能力を欠く恐れがある^{そううつ}躁鬱病（単極性の躁病・鬱病を含む）

◎重度の眠気の状態を呈する睡眠障害

上記各疾患の影響により、運転前または運転中に発作の前兆症状が出ていたり、症状が出ていなくても所定の治療や服薬を怠っていた場合で、事故時に結果的に「正常な運転が困難な状態」であれば、本罪が成立することになる。

なお、病気を原因とした「正常な運転が困難な状態」については、上記のほか、発作のために意識を消失している場合や、病的に極端な興奮状態、顕著な精神活動停止や多動状態、無動状態など、幻覚や妄想に相当影響されて意思伝達や判断に重大な欠陥が認められるような精神症状を発症している場合も含まれる。認知症は含まれていない。

現在の道路交通法の解釈では「制御が困難な高速道路」で走行した場合などに適用され、法定刑の上限は懲役 20 年となり、一方、運転ミスに適用される過失運転致死傷は懲役 7 年が限度であることです。

「何キロ以上なら該当する」といった線引きがありません。

◆2018 年 12 月 29 日津市で発生した法定速度 60 キロの道路を約 146 キロで車を運転し、結果的には 5 人を死傷させた事故について、「制御が困難な高速度」と表現されものの、事故の危険性の認識があったとまではいえない」として危険運転致死傷罪の適用を見送られ、過失運転で 2020 年 6 月 16 日津地方裁判所は懲役 7 年の判決が確定しています。



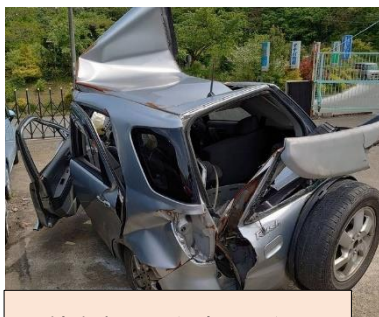
危険運転致死傷罪の構成要件は、運転行為の中でも特に危険性の高いものに限定されていることから、居眠り運転や単なる速度超過などで走る速度は適用対象にならないなど、裁判で争われることがあります。

今後の法改正では「悪質で危険な運転による死傷事故が増え、被害に対する社会的な関心が高まり、罰則のあり方などを議論することになります。

◆194 キ口事故・懲役12年求刑

2021年2月、時速194キロで走行して右折車両に衝突し、暴走運転の末に起きた死亡事故について、大分地方裁判所は「過失運転」ではなく「危険運転」にあたると判断する。

大分地裁は当初、少年を自動車運転死傷行為処罰法違反の過失運転致死で在宅起訴されたが、遺族等の署名活動を経て、地裁は起訴要因を請求し、地裁に認められる。



被害者側が大破した車両



少年が運転していた暴走車両

2024 年 11 月 28 日、大分地方裁判所は「ハンドルやブレーキ操作のわずかなミスで進路を逸脱する危険性がある」として危険運転の罪が成立すると判断し、当時 19 歳の被告に懲役 8 年の判決を言い渡しました。

5. 高齢者運転対策

この講習は高齢者講習と同等の効果を生じさせるもので、講義・運転適性検査・実車指導・検査（対象者のみ）を行います。免許の更新期間が満了する日における年齢が 70 歳以上の方は、高齢者講習同等教育課程を受けなければ免許更新が出来ません。

- ・講義（座学）
- ・運転適性検査
- ・動体視力
- ・実車指導
- ・認知機能検査（75歳以上）
- ・運転技能検査（対象者のみ）

高齢者講習の受講（※参加料）

講習実施日 年 月 日 時 分

場所 市立総合体育館

※講習内容は、運転免許の更新、教習車、オートバイ、履修等、講習内容が変更されることがあります。

※申し込みは、講習実施日の前日までに受講内容の「A」または「B」まで。

※参加料は、ホームページで講習内容の申込料を掲載しています。

あなたは ですか。 ※参加料は「A」講習内容とさせていただきます。

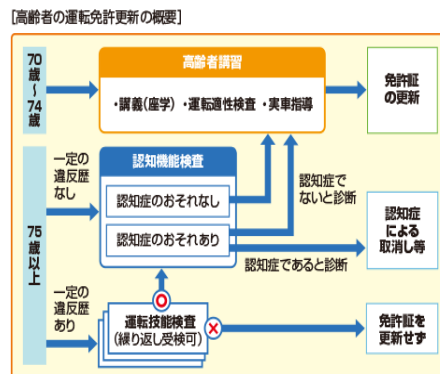
（※受講者を選択する際の方向）

A 高齢者講習（実地指導あり）

講習内容	講習時間	講習料
運転技能講習（教習車）+ 教習車の乗車	30分	2,400円
運転技能講習（教習車）+ 教習車の乗車 + 教習車の乗車	55分	6,000円
運転技能講習（教習車）+ 教習車の乗車 + 教習車の乗車 + 教習車の乗車	40分	4,000円

B 高齢者講習（実地指導なし）

（※1、2、3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31、32、33、34、35、36、37、38、39、40、41、42、43、44、45、46、47、48、49、50、51、52、53、54、55、56、57、58、59、60、61、62、63、64、65、66、67、68、69、70、71、72、73、74、75、76、77、78、79、80、81、82、83、84、85、86、87、88、89、90、91、92、93、94、95、96、97、98、99、100、101、102、103、104、105、106、107、108、109、110、111、112、113、114、115、116、117、118、119、120、121、122、123、124、125、126、127、128、129、130、131、132、133、134、135、136、137、138、139、140、141、142、143、144、145、146、147、148、149、150、151、152、153、154、155、156、157、158、159、160、161、162、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173、174、175、176、177、178、179、180、181、182、183、184、185、186、187、188、189、190、191、192、193、194、195、196、197、198、199、200、201、202、203、204、205、206、207、208、209、210、211、212、213、214、215、216、217、218、219、220、221、222、223、224、225、226、227、228、229、230、231、232、233、234、235、236、237、238、239、240、241、242、243、244、245、246、247、248、249、250、251、252、253、254、255、256、257、258、259、260、261、262、263、264、265、266、267、268、269、270、271、272、273、274、275、276、277、278、279、280、281、282、283、284、285、286、287、288、289、290、291、292、293、294、295、296、297、298、299、300、301、302、303、304、305、306、307、308、309、310、311、312、313、314、315、316、317、318、319、320、321、322、323、324、325、326、327、328、329、330、331、332、333、334、335、336、337、338、339、340、341、342、343、344、345、346、347、348、349、350、351、352、353、354、355、356、357、358、359、360、361、362、363、364、365、366、367、368、369、370、371、372、373、374、375、376、377、378、379、380、381、382、383、384、385、386、387、388、389、390、391、392、393、394、395、396、397、398、399、400、401、402、403、404、405、406、407、408、409、410、411、412、413、414、415、416、417、418、419、420、421、422、423、424、425、426、427、428、429、430、431、432、433、434、435、436、437、438、439、440、441、442、443、444、445、446、447、448、449、450、451、452、453、454、455、456、457、458、459、460、461、462、463、464、465、466、467、468、469、470、471、472、473、474、475、476、477、478、479、480、481、482、483、484、485、486、487、488、489、490、491、492、493、494、495、496、497、498、499、500、501、502、503、504、505、506、507、508、509、510、511、512、513、514、515、516、517、518、519、520、521、522、523、524、525、526、527、528、529、530、531、532、533、534、535、536、537、538、539、540、541、542、543、544、545、546、547、548、549、550、551、552、553、554、555、556、557、558、559、560、561、562、563、564、565、566、567、568、569、570、571、572、573、574、575、576、577、578、579、580、581、582、583、584、585、586、587、588、589、590、591、592、593、594、595、596、597、598、599、600、601、602、603、604、605、606、607、608、609、610、611、612、613、614、615、616、617、618、619、620、621、622、623、624、625、626、627、628、629、630、631、632、633、634、635、636、637、638、639、640、641、642、643、644、645、646、647、648、649、650、651、652、653、654、655、656、657、658、659、660、661、662、663、664、665、666、667、668、669、670、671、672、673、674、675、676、677、678、679、680、681、682、683、684、685、686、687、688、689、690、691、692、693、694、695、696、697、698、699、700、701、702、703、704、705、706、707、708、709、710、711、712、713、714、715、716、717、718、719、720、721、722、723、724、725、726、727、728、729、730、731、732、733、734、735、736、737、738、739、740、741、742、743、744、745、746、747、748、749、750、751、752、753、754、755、756、757、758、759、760、761、762、763、764、765、766、767、768、769、770、771、772、773、774、775、776、777、778、779、780、781、782、783、784、785、786、787、788、789、790、791、792、793、794、795、796、797、798、799、800、801、802、803、804、805、806、807、808、809、810、811、812、813、814、815、816、817、818、819、820、821、822、823、824、825、826、827、828、829、830、831、832、833、834、835、836、837、838、839、840、841、842、843、844、845、846、847、848、849、850、851、852、853、854、855、856、857、858、859、860、861、862、863、864、865、866、867、868、869、870、871、872、873、874、875、876、877、878、879、880、881、882、883、884、885、886、887、888、889、890、891、892、893、894、895、896、897、898、899、900、901、902、903、



高齢者講習を受講しないと運転免許証の更新はできません。

運転免許証の更新期間満了日（誕生日の1か月後の日）の年齢が70歳から74歳で、東京都内にお住まいの方は、更新手続前に高齢者講習等の受講を都内外の指定自動車教習所等で受けてください。

「免許証更新のための講習のお知らせ」ハガキは、講習区分の決定後、印刷して郵送となりますので、遅くとも有効期間満了日の6か月前までには、お手元に届くように発送しています。

お知らせハガキには、所在地・電話番号が記載してありますので、希望する教習所等に電話等で直接予約してください。

- 高齢者講習は予約制です。
- 「講習のお知らせ」ハガキを受領後に予約してください。

免許の更新満了日（誕生日の1か月後の日）の年齢が75歳以上になる方で、免許の更新を希望される方は、高齢者講習等（高齢者講習同等教育課程）に先立ち「認知機能検査」の受検が必要です。この検査で「認知症のおそれなし」と判定された方は、高齢者講習等をハガキの裏面記載のいずれかの場所で受講してください。

※認知機能検査で「認知症のおそれあり」と判定された場合は医師の診断を受け、診断結果によっては免許取り消しになる可能性があります。

◆75歳以上の運転技能検査（実車試験）制度の導入

また、75歳以上の方で、一定の違反歴がある方は「運転技能検査」の受検が必要です。これは、教習所などのコース内で実際に車を運転する実車試験で、運転技能検査に合格しないと免許の更新はできません。

75歳以上で「一定の違反歴」のある者は運転免許証更新時に、運転技能検査等を受検することになりました。

公安委員会の運転技能検査以外に、公安委員会の認定を受けた方が行う、運転技能検査と同等の効果がある運転免許取得検査等があります。

検査の結果が一定の基準に達しない者には、運転免許証の更新をしないことになります。

この検査は、普通自動車対応免許の保有者のみが対象で、（大特・二輪・原付・小型特殊）のみは対象外です。

受検期間は更新期間満了前6ヶ月以内で繰り返し、受検することができます。

一定の違反歴とは、運転免許証の有効期間が満了する日の直前誕生日160日前、3年間において下記の「基準違反行為」をしたことを指します

運転技能検査（実車試験）の合格は認知機能検査を受け、「認知症のおそれなし」と判定された場合は高齢者講習に進み、「認知症のおそれあり」と判定された場合は、医師の診断を受けることになります。

運転技能検査（実車検査）の対象は普通免許で、不合格になっても原付免許、フオークリフト、除雪車、農耕トラクターなどの小型特殊免許は希望すれば継続可能です。



【参考に 75 歳以上の高齢ドライバーのうち、約 7%が運転技能検査の受検対象となり、年間毎年 15 万人以上に上るとみられます。

- ① 信号無視 ②通行区分違反 ③通行帯違反等 ④速度超過 ⑤横断等禁止違反
⑥踏切不停止等・遮断踏切立入り ⑦交差点右左折方法違反等 ⑧交差点安全進行義務違反等 ⑨横断歩行者等妨害等 ⑩安全運転義務違反 ⑪携帯電話使用等

㊦くれぐれも、上記 11 項目等の違反がないようにしてください。

サポカーの限定免許は高齢ドライバーに限らず、初めて免許を取得する際に選択できるほか、すでに保有している「普通免許」などからの切り換えも可能とし、主に免許の自主返納を促し、踏み切れない高齢ドライバーが自主的にサポカー限定に切り換えるケースを想定とします。

今後、国土交通省が定める安全基準などの要件を踏まえ、限定免許の対象とするサポカーの安全機能についても定める方針です。

※参考まで 90 歳以上の全国免許証保有者数 100,281 人

6. ライドシェア

日本では、2024 年 4 月 1 日から「自家用車活用事業（日本型ライドシェア）」がスタートしました。また「自家用有償旅客運送（自治体ライドシェア）」という制度もあり、これはおもに過疎地や公共交通が不足している地域で実施されるものです。

ライドシェアのドライバーになるためには、タクシー事業者への登録が必要ですが、二種免許は必須ではなく、普通免許さえあれば、タクシー事業者の研修を受けた後にドライバーとして働けます。

交通サービスの不足：特に地方や過疎地では公共交通機関が不足しており、新たな移動手段とタクシードライバーの人手不足：新型コロナウイルス感染症の影響でタクシードライバーが大量退職し、タクシー業界では深刻な人手不足タクシーの台数不足：特に都市部や観光地では、時間帯によってタクシーの台数が不足しており、ライドシェアがその解消策として運行管理をタクシー会社が担当することです。ドライバーの教育や勤務管理もタクシー会社が行います。

免許要件：タクシードライバーには第二種運転免許が必要です。一方、ライドシェアドライバーには普通免許（第一種運転免許）があれば運転できます。

ライドシェアでは、ドライバーの自家用車（白ナンバー）を使用する点が違いでライドシェアによる、サービス利用者側のメリットは、以下のとおりです。

◎メリット

- ・環境負荷軽減・収入の増加・利便性向上・環境への貢献

◎デメリット

- ・ドライバーが安全運転を怠る可能性
- ・運転手はマナーが悪かったり、運転技術が低かったりする

ライドシェアは、タクシーが捕まりにくい地域や混雑した時間帯でも、マッチングを介して移動できるため、利便性が向上します。また、一台の車で複数の人が移動することで、道路の車両数を減らし、CO2 排出量を削減できるのもメリットです。

ライドシェアのドライバーは一般の個人であり、運転技術やマナーにばらつきがあります。一部のドライバーが安全運転を怠る可能性があるのはデメリットです。また、ライドシェアのドライバーはどんなお客様がご乗車するか分かりません。トラブルのリスクがあることから、ドライバー側も注意が必要です。

日本型ライドシェアでは、タクシー事業者が一般ドライバーの教育、運行管理、自家用車の整備管理を行い、運送責任を負う点が特徴です。そのため、タクシー会社に登録された車両が使われます。

ライドシェアとは、個人が自家用車を利用し、有償で他人を運ぶ配車サービスです。日本では 2024 年 4 月に「日本型ライドシェア」がスタートし、地方の交通不足やタクシーの台数不足を解消する手段として期待されています。タクシーと異なり、普通免許で運転が可能であり、タクシー事業者が運行管理を行うのが特徴です。海外では Uber や Lyft が普及し、日本でも GO や Uber などのアプリを通じて利用できます。

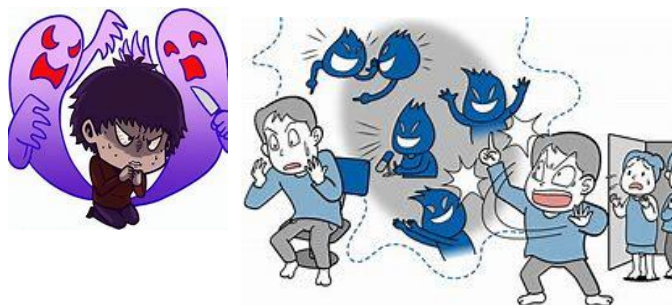


日本では道路交通法の 78 条では事業用自動車以外の自家用自動車で有料運送は禁止されており、現状では白タク行為になってしまう。

7. 一定の病気

【平成 27 年 6 月 1 日施行】

- ア. 統合性失調症
- イ. てんかん
- ウ. 再発性の失神
- エ. 無自覚性の低血糖症
- オ. そううつ 躁鬱病



カ．重度の眠気の症状等を呈する睡眠障害

キ．その他、自動車等の安全な運転に必要な認知・予測、・判断・操作のいずれかに関わる能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気

ク．認知症

ケ．アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

●一定の病気等とは ・統合失調症 ・てんかん ・再発性の失神 ・無自覚性の低血糖 ・そううつ病 ・重度の眠気の症状を呈する睡眠障害 ・認知症 ・その他自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈する病気をいい、これらの一定の病気に ・アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒を加えたものを「一定の病気等」といいます。免許取得の可否や免許の行政処分は、病気の症状や程度によって個別に判断することになります。

●免許の取得・更新時の質問票の交付・提出義務 公安委員会は免許の取得・免許証の更新をしようとする方に対して、一定の病気等に該当するかどうか判断するための質問票を交付することができ、これを交付された方は、質問票に答えて公安委員会に提出しなければなりません。虚偽の記載・報告をした場合には、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金の対象となります。

●医師による任意の届出制度 医師は一定の病気等に該当する方を診察し、その方が運転免許を持っていると知ったときは、その診察結果を公安委員会に届け出ることができます。

●一定の病気等に該当する疑いのある方に対する免許効力の停止 公安委員会は、一定の病気等にかかっていると疑われる方の免許を3カ月を越えない範囲内で期間を定めて停止することができます。

●一定の病気に該当することを理由として免許を取り消された場合の再取得に係る試験の一部免除 一定の病気等に該当することを理由に免許を取り消された場合、取消してから3年以内であれば、再取得時の運転免許試験（技能試験及び学科試験）が免除されます。

●免許の取消・拒否等を受けた人及び免許が失効したため取消等の処分を受けなかった人で、欠格期間（1年から10年）が終わった後、新たに運転免許を取得しようとする場合、過去1年以内に「取消処分者講習」を受けていなければ、免許試験（仮免許試験を除く。）を受けることができません。

●運転更新における質問票

平成25年に法改正された一定の病気をについて運転者に対する対策です。改正法では、免許の取得・更新の際、「過去5年以内に病気で意識を失ったことがあるか」、など5つの問いに答える「質問票」の提出が義務付けられたことです。虚偽の申告をした場合、1年以下の懲役または30万円以下の罰金が創設された

ことです。

(2015年11月てんかんを隠し免許更新した35歳男性を虚偽申告で免許取消処分となっています。【大阪府警】)

●一定の病気症状の詳細

公安委員会は、運転免許受験者や免許更新者に対し、一定の病気等に関する症状(上記9項目)の質問をすることが可能となり、症状があるにも関わらず虚偽の回答をして、免許を不正に取得又は更新した場合は、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金刑を受けることになります。

●医師が任意で申告できる制度

病気の症状がある患者を診察した医師が、任意で患者の診断結果を公安委員会に守秘義務の例外となる法的整備がなされ、届け出ることができました。

●病気が疑われる事故運転者には免許停止が可能に

交通事故を起こしたドライバーが一定の病気に該当すると疑われる場合は、専門医の診断による取消処分を待たずに、免許の停止措置もできるようになります。事業所等は免許保有者に対して、免許の停止・取り消しの対象となる病気に該当するかどうかを調査する必要があるときは「一定の病気の症状等」に関する報告を求められることとされました。

病気の症状があるにも関わらず、公安委員会に虚偽の回答をして免許を取得又は更新した者には、罰則が科せられます。

※質問票を交付された更新申請者または免許申請者は、質問票に必要事項を記載し、更新申請書または免許申請書とともに記載済みの質問票を係官に提出して下さい。



8. 事業者も処分対象(下命・容認)

●下命容認とは

自動車の使用者が、運転手に規定違反行為(無免許運転・過労運転等)強制すること。

- ・無免許運転
- ・最高速度制限違反運転
- ・酒気帯び運転
- ・過労運転
- ・大型自動車等無資格運転
- ・積載制限違反運転
- ・車両の放置行為



使用者・事業主、安全運転管理者が上記7項目をドライバーに命じたり、ドライバーが違反を知っているが容認することである。

道路運送法などでは、トラック、バス、タクシーの事業用自動車は飲酒や無免許運転などの「悪質違反」を起こした場合、国交省が事業者を監査したうえで、警告や車両の使用を停止させるなどの行政処分を行う規定などでしたが、

◆軽井沢バス事故

長野県軽井沢町で2016年、大学生ら15人が死亡し、26人が重軽傷を負ったスキーツアーバスの転落事故で、業務上過失致死傷罪に問われたバス運行会社の社長ら2人の判決が8日、長野地方裁判所であった。大野洋裁判長は、社長（61）に禁錮3年（求刑禁錮5年）、元運行管理者（54）に禁錮4年（同）を言い渡した。

事故は2016年1月15日午前1時50分ごろ、町内の国道18号で発生した。バスは下り坂で時速96キロまで加速し、カーブを曲がりきれず道路脇の崖下に転落した。運転手（当時65）は事故時に死亡し、社長及び運行管理者の両名2人が5年後、在宅起訴された。



大破した大型観光バス

9. 携帯電話等などによる「ながら運転」

ながら運転とは、車運転中にスマートフォン・携帯電話・カーナビを注視し操作することを指しますが、車だけではなく、オートバイ・原動機付自転車・自転車等なども含まれます。

自動車又は原動機付自転車を運転する場合において、車両が停止している状態を除き、携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置等を通話のために使用し、当該自動車等に取り付けられ若しくは持ち込まれた画像表示用装置に表示された画像を注視しないことが定められています。

2019年12月に「携帯電話使用等違反」に関する法律が厳罰化され、禁止事項の罰則が重くなっています。罰金が「5万円以下」から「10万円以下」と2倍となり、反則金は3倍の18,000円（普通車）に違反点数は3倍の3点になったことです。また2021年1月からは運転中にスマートフォンや携帯電話での通話・カーナビなどの画面を注視すると「6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金」が課せられることです。

- ◆「ハンズフリー通話しながら運転」について道路交通法では問題はありませんが、都道府県の条例によっては、ハンズフリー通話が条例違反になる可能性があります。

東京都道路交通規制8条(5)では「高音でカーラジオ等を聞き、又はイヤホン等を使用してラジオを聞く等、安全な運転に必要な交通に関する音又は声が聞こえないような状態で車両等を運転しないこと。」になっております。

条例では、周囲の交通の音が聞こえなくなるようなイヤホンの使用に関し

て禁止しており、イヤホーンを付けているだけで直ちに違反ということではありませんが、各区都道府県の条例が施行されていますので注意して下さい。なお、食べながらの運転や化粧しながらの運転は「ながら運転」の対象になりませんが、運転するすべての人は守らなくてはならない大事な決まりがあります。常に車を運転する義務があることです。もしこの様な原因で事故を起こした場合は、「安全運転義務違反」として処分されます。

公安委員会では「注視」を2秒以上のことを定義しており、わずかな時間でもスマートフォン、タブレット端末に気を取られ、前方確認がおろそかになり悲惨な交通事故に繋がる危険性から、例えば 40km で走行する車は 1 秒間に 11.1m 進むことになります。2 秒間だと倍の約 22m 走行することになります。

1 秒間に走行する距離の計算方法

距離×時間が早さ

早さ = $1000\text{m} \div 3600 \text{ 秒}$

= 0.2777

= 約 0.3m



つまり速度に 0.3 を掛ければ近い数字が計算することが出来ます。

1 秒間に進む距離は速度×0.3 で覚えて下さい。



10. 車両故障等の防止対策について

自動車の車両故障は、運転者が予期し得ない状態で、突発的に発生する場合が非常に多く、特に高速道路上においては多重衝突などの大きな事故になる可能性が高く、また故障による路上駐車は、他の交通への著しい障害となるばかりではなく、連鎖事故を誘発する危険性もあります。

○道路における故障発生状況

日常点検を適切に実施していますか？

走行距離や時間の経過に伴って部品の摩耗・劣化が進行します。日常点検を怠ると運転中に故障やトラブルに遭遇してしまいます。交通渋滞や交通事故を誘発することになってしまうことから、常に事前点検は最低限励行しましょう。

1. 故障が多く発生する季節は夏頃から増える傾向が多く見られます。

走行距離・時間の経過に伴って部品の摩耗・劣化が進む傾向にあり、運転中に故障・トラブル等が生じてしまい交通渋滞や交通事故を誘発するおそれがあります。

「一般道路」について説明しますと①タイヤ 35.1%（前年 33.8%）、②バッテリー 28.5%（前年 29.2%）、③オルタネータ 4.7%（前年 4.7%）となっています。

「**高速道路**」については、①タイヤ 61.8%（前年 58.0%）、②潤滑油 4.0%（前年 4.8%）、③冷却水 2.3%（前年 3.1%）となっています。

「**一般道路**」、「**高速道路**」どちらにおいてもタイヤの故障発生件数の割合が高く、過去の統計からもタイヤの故障発生件数の割合が高いことから、走行前にタイヤの摩耗量や外観の傷の確認及び空気圧の確認等の日常点検を確実に実施することにより、このような路上故障の発生を未然に防ぐ事ができると考えられます。

また、「**一般道路**」については、バッテリーの故障発生件数の割合も高くなっています。その中でも、過放電の割合がバッテリー故障全体の 69.8%（前年 70.9%）を占めており、バッテリーの長期使用による劣化、あるいは電装品の複数同時使用等によりオルタネータからの発電量を超えて電力を消費する状況が続くことで、バッテリーが過放電状態になったことが原因であると考えられます。

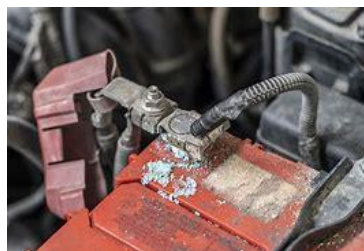
装置別故障発生件数の割合をみると、「**一般道路**」では、①電気装置 38.3%（前年 39.2%）、②走行装置 35.3%（前年 34.1%）、③エンジン本体 8.7%（前年 8.5%）と、電気装置による故障発生件数の割合が最も高くなっています。

また、「**高速道路**」では、①走行装置 62.3%（前年 58.0%）、②燃料装置 11.6%（前年 12.0%）、③エンジン本体 8.8%（前年 6.2%）と、走行装置による故障発生件数の割合が最も高くなっています。

「**一般道路**」、「**高速道路**」どちらにおいてもタイヤの故障発生件数の割合が高く、過去の統計からもタイヤの故障発生件数の割合が高いことから、走行前にタイヤの摩耗量や外観の傷の確認及び空気圧の確認等の日常点検を確実に実施することにより、このような路上故障の発生を未然に防ぐ事ができると考えられます。また、「**一般道路**」については、バッテリーの故障発生件数の割合も高くなっています。その中でも、過放電の割合がバッテリー故障全体の 69.8%（前年 70.9%）を占めており、バッテリーの長期使用による劣化、あるいは電装品の複数同時使用等によりオルタネータからの発電量を超えて電力を消費する状況が続くことで、バッテリーが過放電状態になったことが原因であると考えられます。



タイヤ亀裂損傷の有無・溝の点検



腐食した不良バッテリー等点検

◆日常点検の励行

高速道路でパンクやバーストが発生すると危険を伴います。運転の前には、タイヤの空気圧・亀裂損傷の有無・溝の深さ（スリップサイン）をしっかりと確認して下さい。

バッテリーが上がる前にはランプ類が暗くなったり、エンジン始動時に回転がスムーズに行かなくなったりします。バッテリーの寿命を意識し日頃からバッテリー液量の点検を励行して下さい。

一般的な車に対する**バッテリーの平均寿命は2～5年。交換頻度は10年に3～4回**が好ましいとされます。

またアイドリング搭載車は、停止・再始動を繰り返すのでバッテリーへの負担が大きく、バッテリーの寿命は2～3年です。

●日頃から車両の状況を観察することで不具合を早期発見することです。車両を安全な状態を保ち、円滑に業務を推進するためには一日一回必ず日常点検を実施しましょう。

運転されるドライバーに対し、疲労や病気、飲酒などの状況を確認し、正常に運転できる状況を確認して下さい。

◆脱輪ナット外れ女児直撃

2023年11月、札幌市西区の市道で走行中の軽乗用車から外れたタイヤが歩道上の女児（5）に直撃して重体となった事故で、運転していた被告（51）と、車の所有者被告（51）の初公判が16日、札幌地方裁判所（渡辺史朗裁判長）であった

両被告は道路運送車両法違反（不正改造の禁止）の罪に問われ、被告は自動車運転死傷処罰法違反（過失運転致傷）の罪でも起訴されており、2人は「間違いありません」と起訴内容を認めた。

起訴状によると、2人は2023年10月、タイヤ部分が突出するよう車を不正に改造。被告は11月14日、運転前に点検する注意義務を怠り、事故を起こしたとされる。

（現在も、女児は1年以上も意識不明の状態にある。）



11. 車両点検

車両故障の発生を防止するためには、車両故障発生状況について車種別・部

位別・道路別等の特徴を把握した上で対策を講じて下さい。

ア．日常点検

故障防止の具体的方法は、車両故障の発生状況をもとに、管理する車両の運行状況に応じて、日常点検を確実に励行することです。

イ．定期点検

車両故障防止には、過去の車両故障の発生状況を踏まえて重点項目など定期点検整備を取り入れて確実に励行することです。

ウ．重点項目

日常点検及び定期点検整備は、各々の点検項目にこれらの重点項目を加えて実施することになります。



●運行管理者制度

運行管理者は、ドライバーの安全や事故防止などの管理を実施する担当者をさします。

- ・運転者の指導監督
 - ・点呼による運転者の疲労・健康状態把握
 - ・安全の指導
 - ・事故の記録
- 等などの業務を管理します。



●安全運転管理者

安全運転管理者は、自家用自動車を一定台数以上使用している事業所において、安全運転管理者や副安全運転管理者を選任し、安全運転の確保を図ります。

規定の台数以下の場合であっても、安全運転管理者を選任することができます。

12. 交通事故（交通違反）を起こした運転者の責任

自動車を運転していて人身事故を起こした場合、被害者または被害者遺族に対する賠償金がどの位になるのかという問題（民事上の責任）、免許が停止・取消しになるという（行政上の責任）と、過失運転致死傷罪による懲役刑・禁錮刑・罰金刑などに問われる問題（刑事上の責任）が同時に発生します。

◆ 刑事処分

交通事故の刑事処分では、自動車運転致死傷行為処罰法・道路交通法などの

法律をもとに、懲役刑・禁錮刑・罰金刑といった処分を受けます。

懲役刑は刑務所に拘留される刑罰で、拘留されている間は一定の期間留置場で身柄を拘束され、また、強制的に刑務作業を行わなければなりません。

禁錮刑は刑法で定められている刑罰で、身柄を拘束して刑務所に拘留しますが、懲役刑とは異なり刑務作業がありません。ただし受刑者から作業の依頼がある場合は、刑務作業を行うことが出来ます。

- ・懲役刑については故意犯が主体になります。
- ・禁錮刑とは、「政治犯」や「過失犯」に適用されます。

参考に執行猶予は初犯で3年以下の懲役・禁固または50万円以下の罰金に対して付けられる可能性があるものです。

◆ 行政処分

交通事故の行政処分とは、違反点数の加算によって運転免許証の取消し処分、または免許停止といった処分です。

点数制度では過去に3年間の交通違反や交通事故について、それぞれ定められている点数が加算されます。その合計点数が一定の基準に達した場合には、運転免許取消しや停止処分などの処分を受けます。

◆ 民事処分

交通事故によって被害者が負った損害を金銭で賠償する処分のことです。交通事故の損害は、積極損害・消極損害・慰謝料の種類があります。

保険制度には自動車損害賠償保険（強制保険）と任意保険とに分けられます。例えば、自分が運転する車で他人を跳ねて死亡させてしまった場合に、賠償しなければならないことが発生します。強制保険金の支払い限度額は1名につき傷害120万円、死亡3,000万円、後遺障害4,000万円であるため、支払限度額を上回った場合は、超過分については自己負担となってしまいます。

しかし、任意保険はこの超過分の賠償金を補う仕組みになっています。

※自動車保険（任意保険）に加入する際は、契約先と内容について吟味のうえ、加入することを進めます。

『参考まで、最高額の事例』

★5億843万円 死亡

判決：平成23年11月1日 横浜地裁／被害者：41歳男性、眼科開業医
歩行者横断禁止規制のある国道を酩酊して横断を開始。第一車線中央付近で立ち止まっていた被害者に走行中のタクシーが衝突し、死亡させた。

被害者は、病院勤務を経て5年前に眼科クリニックを開業した41歳の眼科医。事故前4年間の平均所得が5,500万円を超える高額所得者であったため、逸失利益が4億7,850万円と高額となった。

被害者側は、医師は一般社員のような定年もなく、70歳まで稼働できると主張したが、裁判所は、眼科開業医の就労可能年齢が70歳であることや所得水準が事故時と同程度であることの立証もないとして、就労可能期間を67歳までとした。事故状況から被害者に60%の過失を認定した。

★4億5381万円 後遺症

判決：平成28年3月30日 札幌地裁／被害者：30歳男性、公務員被害者が交差点を歩行横断中、普通貨物車が衝突し、外傷性脳内出血、外傷性くも膜下出血等の傷害を負い、遷延性意識障害の1級1号後遺症を残した。

症状固定後も引き続き46年の余命期間にわたって入院する必要がある、1年あたり840万円の医療費が認められ、また、将来の介護費も1年あたり219万円が認められた。

被害者は症状固定後、国民健康保険法に基づく保険給付等による助成を受けて、入院に伴う医療費を支払っていないが、今後も同様の保険給付等の存続が確実であるということができないことから、損害から控除すべき保険給付等は、当初の3年のものであるとされた。

★4億5375万円 後遺症

判決：平成29年7月18日 横浜地裁／被害者：50歳男性、コンサルタント被害者が信号のない交差点をバイクで走行中に、自動車と衝突し、被害者が外傷性くも膜下出血、急性硬膜外血腫等の傷害を被り、後遺障害1級1号の四肢麻痺等の重大な障害を残した。

コンサルタント業の収入として年2400万円を認定し、これを基礎として休業損害や逸失利益を算定しているため、総損害額が高額になっている。

なお、交差点に一時停止せずに進入したことから被害者に65%の過失、人身損害についてはヘルメットを適切に着用していなかったことが傷害や後遺障害の程度に大きく寄与したということから被害者に75%の過失を認定した。



令和7年4月1日
【文責 平井 政敏】